

(参考) 汚染土壤に関する注意事項

近年、汚染土壤の搬出（届出の要否）についての問い合わせが多く寄せられています。この条例で搬出を規制する土砂に関しては、次の1「汚染土壤とは」で定める土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「生活環境保全条例」という。）の規制の対象外となるもの（要措置区域又は要届出区域に指定され、汚染土壤の搬出について届出等の規制がかかるもの以外）を指し、その場合は各土木・治水事務所（センター）へ処理計画書等の届出が必要となります。

一方、法や生活環境保全条例で規制される汚染土壤は、これらの法令に定められた方法に従い、適切に運搬、処理してください。土砂条例上の届出は不要です。なお、詳細は、関係法令を所管する部局（**別表1**参照）へ問い合わせてください。

※ 横浜市域及び川崎市域については、生活環境保全条例は適用されず、市条例が適用されます。

1 汚染土壤とは

法又は県生活環境保全条例に基づく調査又は任意に実施した調査の結果、土壤汚染対策法や県生活環境保全条例で定める特定有害物質（又はダイオキシン類）が基準に適合しない土壤をいいます。

2 対象となる物質

- ・ 法：溶出量基準26項目、含有量基準9項目（特定有害物質）
- ・ 県生活環境保全条例：特定有害物質のほか、ダイオキシン類

3 土壤に関する調査について

次に掲げる事項に該当する場合、土壤の汚染について調査し、都道府県知事等に対して、その結果を報告する必要があります。（法）

- ① 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- ② 一定規模（3000㎡）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第4条）
- ③ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第5条）

また、次に掲げる事項に該当する場合においても、土壤の汚染について調査し、県知事に届出又は報告する必要があります。（県生活環境保全条例）

④ 廃止時調査

特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするときは、調査を実施し、県知事に届出を行ってください。

⑤ 土地区画形質変更時調査

特定有害物質使用事業所又はダイオキシン管理対象地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、県知事に届出を行ってください。

また、土地区画形質変更前に、土地区画形質の変更を行う区域全体及びそれに伴い状態が変化する区域の調査を実施し、県知事に報告する必要があります。

※ 上記の調査のほか、自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請することができます（法第 14 条）。

4 区域の指定について

都道府県知事等は、上記 3 ①～③の法に基づく土壤の汚染状況調査の報告を受けたとき、報告を受けた土地について、健康被害が生ずるおそれの有無に応じて要措置区域または形質変更時要届出区域に指定します。（法）

① 要措置区域（法第 6 条）

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

→汚染の除去等の措置を都道府県知事等が指示、土地の形質変更の原則禁止（法第 7 条、第 9 条）

② 形質変更時要届出区域（法第 11 条）

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

→土地の形質変更時に都道府県知事等に計画の届出が必要（法第 12 条）

5 運搬について

法に基づく要措置区域や形質変更時要届出区域内の土壤を区域外へ搬出する者は、搬出に着手する 14 日前までに知事（一部の市においては市長）に届け出る必要があります。

また、運搬基準に従って適正な運搬がなされていない場合又は汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合は、措置命令の対象になります。（法）

■運搬基準

- ① 特定有害物質の飛散等の防止措置
- ② 汚染土壤を運搬している旨の表示
- ③ 混載等の禁止
- ④ 積替え、保管、荷卸し及び引渡しに関する規定
- ⑤ 管理票に関する規定 等

汚染土壤を運搬する者は、以下の事項の実施に努めなければなりません。

（県生活環境保全条例）

- ① 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 汚染土壤とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壤とその他の物を混合してはならないこと。
- ③ 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壤を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壤を施設において処理する場合を除く。）

6 埋立てについて

汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行ってはいけません。ただし、次のような場合は、この限りではありません。（県生活環境保全条例）

- ① 土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設において行う場合又は
県生活環境保全条例に基く指定事業所(汚染土壌の処理の作業を行うものに限る。)の許可を受けた施設において処理に伴う一時的な堆積を行う場合
- ② 汚染土壌の運搬過程における積み替え作業に伴い、定められた基準に従って一時的な堆積を行う場合
- ③ その他、汚染土壌による公害が発生しないように適切な措置を講じたうえで行われる汚染土壌の処理のための埋立、盛土や土地への堆積

7 埋立てする土地の所有者等の責務

土地所有者等は、汚染土壌を使用した埋立て等を行わせるために所有、管理又は占有する土地を譲渡したり、使用させてはいけません。（県生活環境保全条例）

法及び県生活環境保全条例で定める特定有害物質等と基準値

物質名	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 45mg 以下であること。
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌 1 kg につき 50mg 以下であること。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	——
鉛及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 250mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 15mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	——
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	——
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	——
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	——
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	——
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	——
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。	——
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。	——
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。	——
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	——
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	——

1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	——
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	——
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	——
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	——
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	——
セレン及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	土壌 1kg につき 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につき 1mg 以下であること。	土壌 1kg につき 4,000mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	——
ダイオキシン類		1,000pg-TEQ/g 以下

■土壌の測定方法は次に掲げる方法による。

- ・土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号）
- ・土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号）
- ・ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境省告示第 68 号）別表に掲げる方法

別表 1

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電 話
相模原市	相模原市 環境経済局 環境共生部環境保全課	〒252-5277 相模原市中央区 中央2-11-15	042-769-8241 (直通)
横須賀市	横須賀市 環境政策部 環境管理課	〒238-8550 横須賀市小川町11番地	046-822-8329 (直通)
平塚市	平塚市 環境部 環境保全課	〒254-8686 平塚市浅間町9-1	0463-21-9764 (直通)
藤沢市	藤沢市 環境部 環境保全課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	0466-50-3519 (直通)
小田原市	小田原市 環境部 環境保護課	〒250-8555 小田原市荻窪300番地	0465-33-1483 (直通)
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 環境部 環境保全課	〒250-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111 (代表)
厚木市	厚木市 環境農政部 生活環境課	〒243-8511 厚木市中町3-17-17	046-225-2752 (直通)
大和市	大和市 環境農政部 生活環境保全課	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1	046-260-5106 (直通)
鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	県横須賀三浦地域県政総合センター環 境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210 (代表)
海老名市、座間市、綾瀬市、愛 川町、清川村	県県央地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046-224-1111 (代表)
秦野市、伊勢原市、寒川町、大 磯町、二宮町	県湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711 (代表)
南足柄市、中井町、大井町、松 田町、山北町、開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町	県県西地域県政総合センター環境部環 境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465-32-8000 (代表)
一般的事項	神奈川県 環境農政局 環境部大気水質課	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-4123 (直通)

■ 横浜市・川崎市の問い合わせ先（法・市条例）

- ・横浜市域：横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 電話 045-671-2475（直通）
- ・川崎市域：川崎市環境局環境対策部水質環境課 電話 044-200-2534（直通）